

春日市立春日原小学校いじめ防止基本方針

当校は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」とする）の第13条により「春日原小学校いじめ防止基本方針」を、以下の通り定める。

法第22条に定める「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」は、「いじめ不登校対策委員会」（以下「当組織」とする）を中核に管理職、学年主任等で組織する。当組織は必要に応じ、スクールカウンセラーの参加を依頼する。

当組織を中核とし、いじめの防止等の対策のための措置及び、重大事態への対処を以下のとおり行う。

【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

1 いじめの防止について(未然防止のための取組)

- (1) いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。
- (2) 未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度であるため、学校生活全体を通して行う。
- (3) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係、そのような学級・学校風土をつくる。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、I指導の在り方に細心の注意を払うことに心掛ける。

【いじめ防止行動計画】

- (1) 「春日原小学校いじめ基本方針」の職員共通理解
- (2) 友人関係、集団作り、社会性の育成（道徳、特別活動、たてわり活動、クラブ活動、課外活動、学校行事、PTA活動、小中連携カリキュラム、「あおぞら」を活用した授業
- (3) 授業改善によるわかる授業づくり（校内研修の充実、授業公開、ICTの積極的活用、校内留学）
- (4) 学習規律、家庭での学習習慣、モラル教育の徹底、毎月の生活目標
- (5) たてわりあいさつ活動

2 早期発見について(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

- (1) いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり、あそびやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われていることを自覚する。
- (2) 些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することに努める。
- (3) 全教職員が日頃から児童の観察や信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (4) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (5) インターネットを介して行われるいじめ等に対しては、児童・保護者への啓発を行い、連携を構築しながら早期発見に努める。

【早期発見行動計画】

- (1) 学校全体を通して、子どもに寄り添う指導を心掛け、児童観察を通じた早期発見への取組 <通年>
- (2) 保護者と信頼関係を深め、情報の収集を通じた早期発見への取組（家庭訪問、個人懇談、連絡帳、電話連絡）<通年>
- (3) アンケート調査の実施（学校生活アンケート年9回、いじめアンケート年3回、保護者アンケート年2回）
- (4) 教育相談の実施（いじめアンケート集約後、年3回）
- (5) 児童に対する「いじめ相談ダイヤル」の周知

【いじめ不登校対策委員会】

- (1) 生徒指導主任、教育相談員、養護教諭、教頭、関係学級担任等
- (2) 必要に応じて、校長、スクールカウンセラー、警察、民生児童委員等
- (3) 重大事態の調査組織には、別に第三者や学識経験者等

3 いじめに対する措置(発見したいじめに対する対処)

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに当組織を中心に組織的に対応し、被害児童を守り通す態度で指導する。
- (2) 課外児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- (3) 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、加害児童の事情や心情を聞き取り、再発防止に向けて継続的に指導・支援する。
- (4) いじめの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (5) 学校運営協議会委員やPTA等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

【いじめ措置行動計画】

- (1) いじめの事実確認（担任、学年主任、生徒指導主任、担外職員等）
- (2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援（担任、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言（担任、学年主任、生徒指導主任、教頭、校長、カウンセラー等）
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われる場合の関係機関と連携（春日市教育委員会指導主事、警察等）
- (5) 学校運営協議会やPTA等を活用した、いじめ問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する取り組みの推進

4 重大事態への対処(設置者の指導・支援のもとで対応)

【重大事態の意味】

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 一定期間(年間30日を目安)連続して欠席しているような場合

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに春日市教育委員会に報告する。
- (2) 報告事案が重大事態であると判断した場合は、春日市教育委員会の指導の下、当組織の母体とし、適切な方法により調査を行う。
- (3) いじめられた児童から聞き取りする場合は、いじめられた児童を守ることを最優先として調査を行う。また、児童の状況に応じ継続的なケアに努め、学校生活復帰の支援や学習の支援等を行う。
- (4) 自殺が起きた場合の調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、遺族の気持ちに十分配慮して調査する。
- (5) 当調査に関わる事実関係を、いじめを受けた児童及びその保護者に対し適切に提供する。その際じどは、春日市教育委員会の下、プライバシー等を十分配慮し提供する。

【重大事態対応行動計画】

- (1) 設置者への報告
- (2) 調査組織の設置(第三者の参加)
- (3) 事実関係明確化のための調査の実施
- (4) 情報の適切な提供(いじめを受けた児童及びその保護者)
- (5) 設置者への調査結果の報告
- (6) 調査結果を踏まえた必要な措置

5 その他

- (1) 学校評価の中で、各項目・取組の評価を行う。(保護者アンケート・児童アンケート・教師アンケート)
- (2) 学校運営協議会、PTA本部会等で評価結果を説明し意見を受ける。
- (3) 評価結果を学校だより「ねむの木」等で地域、保護者に公開する。
- (4) 情報の適切な提供を行う。(いじめを受けた児童及びその保護者)
- (5) 評価結果をもとに見直しを図る。
- (6) PTA総会や、学校ホームページ等で基本方針を公表し、趣旨の理解を図る。